○伊賀市移住支援補助金交付要綱

令和２年３月31日告示第107号

改正

令和３年４月１日告示第96号

令和４年３月31日告示第38号

令和５年３月30日告示第50号

伊賀市移住支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、三重県と共同して行う三重県移住・就業マッチング支援事業（以下「移住支援事業」という。）において、移住支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領に定めるもののほか、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（対象者の要件）

第２条　補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件のうち、２人以上の世帯に属する者の場合にあっては第１号、第２号及び第３号又は第４号の要件を、単身の世帯に属する者の場合にあっては第１号及び第３号又は第４号の要件を満たす者とする。

(１)　移住等に関する要件として、次の全てに該当すること。

ア　移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　伊賀市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算５年以上、東京23区内に在住していた又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置（令和３年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指令都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限り、東京圏のうちの条件不利地域外の地域に在住していた者であって、東京23区内の大学等へ通学し、かつ、東京23区内の企業等へ就職したものについては、当該通学を含む。以下同じ。）をしていたこと。

(イ)　伊賀市へ住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京23区内に在住していた又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、当該住民票を移す３月前までを当該１年の起算点とすることができる。）

イ　移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　令和３年４月１日以後に伊賀市に転入したこと。

(イ)　補助金の申請時において、転入後１年以内であること。

(ウ)　伊賀市に補助金の申請日から５年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ　その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者（「三重県移住・就業マッチング支援事業からの暴力団等排除措置要領」の別表に掲げるいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）でないこと。

(イ)　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ)　三重県又は伊賀市が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(２)　世帯に関する要件として、次に掲げる事項のすべてに該当すること。

ア　その者を含む２人以上の世帯員が移住元において同一の世帯に属していたこと。

イ　その者を含む２人以上の世帯員が申請時において同一の世帯に属していること。

ウ　その者を含む２人以上の世帯員がいずれも補助金の交付の申請日において伊賀市に転入後１年以内であること。

エ　その者を含む２人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(３)　就職に関する要件として、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア　一般の場合　次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　勤務地が伊賀市内に所在すること。

(イ)　就業先の求人は、都道府県が地方創生移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載していたものであること。

(ウ)　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

(エ)　週の勤務時間が20時間以上である無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ)　就業先の応募日がマッチングサイトに補助金の対象として掲載された日以後であること。

(カ)　(エ)の就業先に補助金の申請日から５年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ)　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ　専門人材（プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者）の場合　次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)　勤務地が伊賀市内に所在すること。

(イ)　週の勤務時間が20時間以上である無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ)　(イ)の就業先に補助金の申請日から５年以上継続して勤務する意思を有していること。

(エ)　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ)　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（４）　関係人口に関する要件として、伊賀市に転入した日において満50歳未満であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。

　ア　住民票を移す直前の３年間において、伊賀市が実施する「一日移住体験ツアーぐるっと伊賀巡り」への参加実績を有し、伊賀市内に所在する企業等へ就職していること。

　イ　住民票を移す直前の３年間において、伊賀市へのふるさと納税を３回以上行い、伊賀市内に所在する企業等へ就職していること。

（補助金の額等）

第３条　補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(１)　２人以上の世帯に属する者　100万円以内

(２)　単身の世帯に属する者　60万円以内

２　前項の規定にかかわらず、18歳未満の世帯員（申請日が属する年度の４月１日時点において18未満の者（当該年度の４月２日が18歳の誕生日である者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）を帯同して移住する場合は、同項に規定する額に18歳未満の世帯員１人につき100万円を加算した額とする。ただし、18歳未満の世帯員が補助金の交付を受けようとする者の配偶者である場合は、当該18歳未満の世帯員は、加算の対象としない。

３　補助金の交付は、１世帯につき１回とする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊賀市移住支援補助金交付申請書（様式第１号）に当該申請者が満たす第２条に定める要件に応じ次に掲げる書類のうちいずれかの書類及び市長が指定する書類を添えて市長に申請しなければならない。

（１）誓約書（様式第１号別紙１）

（２）同意書（様式第１号別紙２）

（３）写真付き身分証明書の写し

（４）移住元での居住地及び居住期間が確認できる書類

（５）移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類

(６)　第２条第３号に掲げる要件に該当することを証する書類（様式第２号の１）

(７)　第２条第４号に掲げる要件に該当することを証する書類

（８）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第５条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、伊賀市移住支援補助金交付決定通知書（様式第３号）により、当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査の結果により補助金の交付が不適当と認める場合は、伊賀市移住支援補助金交付申請却下通知書（様式第４号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第６条　補助金の交付については、前条第１項の規定による交付決定の後、これを行うものとする。

（報告及び立入調査）

第７条　三重県及び伊賀市は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認める場合は、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第８条　市長は、補助金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合、当該補助金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして三重県及び伊賀市が認めた場合は、この限りでない。

(１)　次のいずれかに該当する場合　全額の返還

ア　虚偽の申請等をした場合（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）

イ　補助金の申請日から３年未満に伊賀市から転出した場合

ウ　第２条第３号の就職に関する要件を満たすことにより補助金の交付を受けた者が申請日から１年以内に当該要件を満たす職を辞した場合

(２)　補助金の申請日から３年以上５年以内に伊賀市から転出した場合　半額の返還

２　市長は、補助金の交付を受けた者が前条の報告又は立入調査に応じないときは、前項第１号アに該当するものとみなし、当該補助金の全額の返還を請求することができるものとする。

（状況報告）

第９条　補助金の交付を受けた者は、補助金の交付申請日から１年を経過した日の翌日から起算して30日以内に、就業先が発行する就業証明書を市長に提出しなければならない。

２　補助金の交付を受けた者は、前条に定める要件に該当する事由が発生した場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

　（補助金の終期）

第10条　補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和９年度までとする。

（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、三重県と伊賀市が協議して定める。

附　則

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日告示第96号）

（施行期日）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日前に改正前の伊賀市移住支援補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者に対する同要綱第７条の規定の適用については、なお従前の例による。

附　則（令和４年３月31日告示第38号）

（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の伊賀市移住支援補助金交付要綱第２条第５号及び第３条第２項の規定は、この告示の施行の日以後に伊賀市に転入した者について適用し、同日前に伊賀市に転入した者については、なお従前の例による。

附　則（令和５年３月30日告示第50号）

（施行期日）

１　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の伊賀市移住支援補助金交付要綱第２条第３号ア（ア）、同号イ（ア）、同条第５号及び第３条第２項の規定は、この告示の施行の日以後に伊賀市に転入した者について適用し、同日前に伊賀市に転入した者については、なお従前の例による。

　　附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の伊賀市移住支援補助金交付要綱第２条の規定は、この告示の施行の日以後に伊賀市に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお、従前の例による。